

徳島県選挙管理委員会告示第九十五号

平成十九年徳島県選挙管理委員会告示第十号（不在者投票を行うことができる施設を指定した件）の一部を次のように改正し、令和七年十月二十二日から施行する。

令和七年十月三十一日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

一の表45の項中「医療法人敬愛会 南海病院」を「風の岬ホスピタル」に改める。